

令和2年度（令和元年年分）給与支払報告書の提出について

令和元年年中に給与・賃金等（役員、パート、アルバイト、専従者給与も含まれます。）の支払いがある事業主の方は、受給者が令和2年1月1日（令和元年年中の退職者は退職した日）に居住する市町村に、給与支払報告書（個人別明細書）にマイナンバー等の必要事項を記載して提出する必要があります。

○給与支払報告書の提出はお早めに！！

給与支払報告書の石垣市への提出は、**令和2年1月24日（金）**までとなっておりますが、早めの提出をお願いいたします。また、給与支払報告書の記入漏れ等がある場合は、再提出を求められることがありますのでご理解とご協力をお願いいたします。

《 提出書類 》

- ①給与支払報告書（総括表）
- ②給与支払報告書（個人別明細書）
- ③普通徴収仕切紙
- お問い合わせ 税務課市民税係 TEL 0980-87-9025



石垣税務署からのお知らせ

法定調書の提出について！！

令和元年年分の「給与所得の源泉徴収票等」（以下「法定調書という」）及び「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」（以下「合計表という」）の**提出期限は、令和2年1月31日（金）**となっております。

なお、税務署から合計表が送付されている方で、提出すべき法定調書がない場合には、合計表の「（摘要）」欄に「該当なし」と記載の上、提出をお願いいたします。

作成に当たっては、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」を参考にしてください。

○給与・公的年金等の支払報告書及び源泉徴収票の作成・提出はeLTAXが便利です！

給与・公的年金等の支払をする事業者の方は、支払報告書を市町村に、源泉徴収票を税務署にそれぞれ提出する必要がありますが、平成29年1月以降、地方税ポータルシステム（eLTAX）を利用すれば、支払報告書と源泉徴収票を一括作成し、送信することで、支払報告書は各市町村に、源泉徴収票は税務署に提出することが可能となりました（「**電子的提出の一元化**」といいます。）

※ご利用に当たっては、e-Taxの利用者識別番号の取得や電子証明書の登録などの事前準備が必要ですので、詳しくはeLTAXホームページをご覧ください。

eLTAX 地方税ポータルシステム



令和2年度 償却資産（固定資産税）の申告書提出期限について

固定資産税は土地や家屋のほかに太陽光発電設備などの償却資産にも課税され、償却資産の所有者（法人・個人）は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在石垣市内において所有している償却資産について、その種類、取得時期、取得価額、耐用年数等を石垣市長に申告していただくことになっております。

「償却資産申告の手引き（申告書）」につきましては、税務課14番窓口での配布のほか、市ホームページでもダウンロードできますので、期限内に提出していただきますようお願い申

し上げます。なお、平成31年度以前の申告は随時受付けております。

提出期限：令和2年1月31日（金）

提出先：石垣市総務部税務課 資産税係

お問い合わせ

石垣市総務部 税務課
電話：0980-87-9043